

## 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職員の勤務体制について

---

### ○これまでの取組み

- ・健康管理の徹底

執務中のマスクの着用、外出後の手洗い、体温の測定

- ・業務における感染防止

定期的な換気、記載台等の消毒、窓口での飛沫感染防止フィルムの設置など

- ・時差出勤の利用促進

午前 7 時 30 分から午前 10 時 30 分までの間で 6 区分による時差出勤を行う。(利用目標 6 割程度)

- ・臨時事務室の開設 (全 27 席)

議会第 2 理事者控室 (10 席)、201 会議室 (7 席)、302 会議室 (6 席)、303 会議室 (4 席) を使用しての分散勤務

- ・職務専念義務免除の利用

新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的として職務専念義務を免除する。

### ○今後の取組み (拡充案)

- ・多様な勤務形態の活用

上記の取組みに加え、土日、祝日を使用しての交代勤務や在宅勤務の実施

※別紙参照

### ○その他

有給休暇の取得促進など